

2 仙台市優良公認業者表彰要綱の改正について (令和8年4月1日施行)

★改正のポイント

①公認業者経歴を「6年→**2年**」に短縮

②前年度工事施工件数が20件以上あること
(これまでと変わりありません)

登録年数が浅くてもチャンスあり！

③過去2年間、文書警告及び処分を受けていないこと

→**前年度**において**減点**を受けていないこと

より適正な工事手続きを評価！

※令和9年度表彰より適用

【仙台市公認業者等の指導及び処分に関する要綱 別表】

	持 点	公認業者	責任技術者	
指 導	290点～201点のとき	口頭注意	口頭注意	← 令和9年度～
	200点～151点のとき	文書注意	文書注意	
	150点～101点のとき	文書嚴重注意	文書嚴重注意	← ～令和8年度
処 分	100点～71点のとき	文書警告	文書警告	
	70点～41点のとき	1月間の承認効力停止	1月間の登録効力停止	
	40点～21点のとき	2月間の承認効力停止	2月間の登録効力停止	
	20点～1点のとき	3月間の承認効力停止	3月間の登録効力停止	
	0点以下のとき	6月間の承認効力停止 又は承認取消	6月間の登録効力停止 又は登録取消	

～ 適正な工事手続きをお願いいたします ～

2 仙台市優良公認業者表彰要綱の改正について (令和8年4月1日施行)

★改正のポイント

- ④前年度の検査成績を点数化し、~~点数の高い順に概ね3者を表彰~~
→前年度の検査成績を点数化し、「**85点以上**」であれば表彰

表彰者数の上限を廃し、より多くの皆さまを表彰します！

★令和8年度表彰後から直近5年間の表彰歴が仙台市HPの**仙台市公認排水設備工事業者名簿**に掲載されます！

★検査成績の点数化方法

排水設備の検査成績評価基準

A	優良
B	良
C	図面訂正
D	補修工事
E	入替え工事

・これまでの点数化方法

(前年度の工事竣工検査初回合格件数+A)

$$\text{点数} = \frac{\text{前年度の工事竣工検査初回合格件数} + A}{\text{施工件数}} \times 100$$



・令和8年4月以降の点数化方法

{前年度の工事竣工検査初回合格件数+A-(D+E)}

$$\text{点数} = \frac{\text{前年度の工事竣工検査初回合格件数} + A - (D + E)}{\text{施工件数}} \times 100$$

補修工事・
入替え工事は
マイナス評価
になります！

～ 適正な工事手続きをお願いいたします ～